

掲示期間 3.31-4.10

新潟市告示 第 170号

新潟市小須戸老人福祉センター使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市小須戸老人福祉センターの使用料の徴収を平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成20年 4月 1日

新潟市長 篠田昭

徴収事務を行う場所	徴収受託者
新潟市秋葉区小須戸3870番地2 新潟市小須戸老人福祉センター	新潟市中央区八千代1丁目3番1号 社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 会長 関 昭一